

龍谷大学知的財産ポリシー

龍谷大学は、知的財産に係る権利の原則機関帰属の方針に従い、龍谷大学の職員等が創作した知的財産に係る権利等の取り扱い等について規程を整備し、もって、学術研究成果の活用を通じた社会貢献を図るとともに、学術研究の振興及び人間育成のさらなる推進に資することを目的として、ここに龍谷大学知的財産ポリシーを定める。

龍谷大学知的財産ポリシー(龍谷大学における知的財産に関する基本的考え方)

1．龍谷大学の使命と知的財産活動

龍谷大学(以下、「本学」という。)は、建学の精神(浄土真宗の精神)に基づく「共生(ともいき)の理念」のもと、世界で活躍できる有為な人間と人文・社会・自然科学諸分野における最先端の研究成果を社会に提供することを使命としている。一方、我が国の発展は知的財産をいかに創出・活用していくかにかかっており、そのためには研究成果を基盤とする知的創造サイクルの確立と、それを支える人間の育成が不可欠である。そのような中、本学には教育・研究機関として優れた人間の育成と最先端の研究成果の発信という使命を通して社会に貢献することが期待される。

本学では、知的財産の創出・管理・活用をはじめとする知的財産活動を推進することで、知的財産分野においても広く活躍できる人間を育成し、また先進的・独創的な研究成果を知的財産という形で広く社会に公表し還元することによって、社会への貢献を果たすとともに、人類の進歩と社会の発展に寄与することを目指している。

2．研究成果の知的財産化

本学において、長い伝統を持つ仏教研究を始めとする人文・社会系の研究や、自然科学諸分野における長期的視野に立った基礎研究のみならず、産学連携活動を通じた事業化を目指す応用研究の推進も、社会への貢献に資する重要な使命の一つである。それらの研究成果の知的財産化は、地元地域のみならず世界の様々な研究機関や企業等と本学との連携を推進するきっかけとなり、研究成果の活用や社会への還元のさらなる活性化に繋がると同時に、本学の社会的地位の向上をももたらすものである。本学では研究成果の知的財産化を推進し、新産業の創出及び地域社会の発展に積極的に貢献する。

3．知的財産活動の促進

知的財産を創出した職員等を実施料収入等の還元その他、発明奨励費等のインセンティブを与えることにより、知的財産の活用及びさらなる知的財産の創出の基礎となる研究活動の活性化が期待できる。研究活動がより一層活性化されることで、研究成果の知的財産化を通じた社会貢献活動のさらなる進展が期待される。

4．知的財産の管理・活用体制

(1) 知的財産センターの役割

知的財産センターは、知的財産の全学的な管理体制の中核を担い、時機に応じた適切な知的財産の管理を行う。また、外部機関の活用等を通して、知的財産の創出から活用に至るまでを多面的に推進する。

(2) 学内他部署との連携

知的財産センターは、研究支援部署である研究部や産学連携活動を担う龍谷エクステンションセンター等関係部署と連携しながら、知的財産の創出から活用に至るまでを効果的に推進する。

(3) 関連規程の整備

知的財産センターは、本学における知的財産活動を推進するため、学内外の最新情勢を反映した発明規程等の関連諸規程の整備を行い、その効果的な運用に努める。

* 本ポリシーは2011年9月29日に制定されております。